

議会運営委員会記録

1. 期日 令和2年8月25日(火) 開会 13時30分
閉会 14時37分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 議題
①令和2年第3回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 根岸委員長、杉崎副委員長、松崎委員、二宮委員、坂本委員、露木委員
渡辺委員、一石委員
事務局 二見事務局長、和田庶務課長、古尾谷主事
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 5名
一般傍聴者 0名
5. 経過
議長あいさつ

① 令和2年第3回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。令和2年第3回二宮町議会定例会の運営を議題とする。執行者側より説明を願う。
- 総務課長 資料に基づき説明(令和2年第3回二宮町議会定例会上程議案)
- 委員長 これより質疑に入る。
(挙手なし)
質疑がないので、事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。
- 局長 資料に基づき説明(令和2年第3回二宮町議会定例会、議事及び会期日程(案))
- 委員長 ただ今局長より説明があったが、この中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。協議事項のページを開いていただきたい。陳情3件の取り扱いについて諮る。別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出を求める陳情だが、趣旨説明の方はいらっしゃらず、出席要請ができる担当課もないという話だった。取り扱いについていかがか。
- 二宮 取扱は机上配付を申し立てる。趣旨説明がいらっしゃらないからというのが一点、結果的にはそうなるかと思うが、今回こ

の陳情により私もいろいろ調査をさせていただいた。民法、お子様に対する面会のパーセンテージ、他の市町の事例等見せていただき、陳情内容の指摘していることは大変理解はするが、文面に対して本人に聞かないと分からないというところがあるので、残念ながら趣旨説明に来られないという点で机上配付とさせていただきたいというのが意見である。

渡辺

私も本人が趣旨説明に見えないこと、担当部局がないことで、この陳情の内容を見ると確認したいことがたくさんあった。たとえば、「面会交流は子どもの心の成長になり、養育費は子どもの体の成長を担う」という考えでいらっしゃるのは分かるが、もう少し具体的にいろいろ伺わないといけない。ただ、その辺についても執行者も誰もいないのであれば、客観的に聞くことができないかと。この背景としてDVの問題を感じる。本来なら、きちんと話し合うべきである。当事者も見えないし、執行者も客観的に説明する方がないとなると、私は心情的な部分をかなり感じるので、陳情の審査は難しいのかと思う。そういう意味で机上配付かと。

露木

趣旨説明はないが、陳情者の気持ち、状況として大人同士の関係により子どもの福祉が侵されることが多くある。共同親権とかも認められていないし、片方の親による連れ去りによって面会できないことが頻発していて、裁判所に申し立てても、最低限月に1回2、3時間というのが面会交流の最低限で保障される部分であって、相当状況がよくない状態が続いている。この方には聞けないが、現場の声というか今の状況だけを考えてもいいとは思わないので審査をして、総務というふうになっているが、内容は教育福祉だと思うので教育福祉に付託をお願いしたいと思っている。

松崎

趣旨説明が無いのが非常に気になった。ネットでいろいろ調べると、いろいろな団体が、この問題について協議しているのにもかかわらず、今回、高橋さんという個人で陳情が出ているのも非常に気になった。ただ調べれば調べるほど、国際的にこの問題で日本が非常に問題視されていることが見えてきた。特にEUやアメリカの先進国から日本のあり方について非常に厳しい指摘があることを知った。この問題は、先ほど申し上げたとおり趣旨説明が無いというのが非常に問題だと思うが、問題を共有するという点で委員会に付託をして、皆さんに少しでも知っていただきたい問題ではないかと思ったので委員会に付託することを希望する。

一石

私も現場の方、たとえ個人であっても大変な思いで陳情をあげ、その言葉を行政の言葉に変換していくのが私たち議会の務めだと思うので、ぜひ教育福祉で研究するような場となるよう

な審議をするべきであると思う。

杉崎

陳情者が来ないということは最後まで聞けない。まして担当部局もないということで机上配付ということもあるが、教育福祉に付託という言葉が出たが、これはイレギュラーなのか。

委員長

イレギュラーというよりは、ルール上。

杉崎

決まりごとがあれば知りたいが。

渡辺

進め方としては、委員会に付託するかは別として、委員会で陳情を取り上げるか、取り上げないかを決めてからしないと、ごっちゃになってしまわないかと私は心配をした。付託先と取りあげるかどうか、きちんと区別して話し合ったほうがよいのかと思った。

杉崎

それなら私も机上配付である。

委員長

委員会条例で委員会の所管で見ると、法整備となると総務だろうと、所管の8番では委員会の所管に属さない事項、要するに聞ける担当課の職員がいないそうなので、そうすると所管に属さない事項にあたるだろうという意味では、総務建設経済常任委員会の所管になるということで総務の担当になる。どこで審査するかという話になると、そこが根拠になるということである。いかがか。

坂本

役場で、やる担当部局がないという説明だが、そういうことは他にもたくさんあるのか。

委員長

前にもミサイルではなく、坂本議員がいらっしゃるときにも基地の問題をやっている。

坂本

地位協定の時にいて、やった。たとえば、子育てとか、そういうところが間接的に、こういう問題に対して出てきて、話をするみたいなことにはならないのかと思った。なんでも縦割りでこういう範囲しかやらない、と言っていないで、いろんなことが陳情として出てくるので、そういうことが続くと組み替えしなければ駄目である。役場の機構改革を。そういうふうになっていくと思うので、その辺が分からない。机上配付で簡単にすませばいいということなのかと少し思っている。

委員長

できれば審査をしたほうがよいということか。

坂本

その時に我々だけでなく、行政にも、たとえば、担当がなければ総務課が必ず来るとか、あってよいと思う。無いから来な

いですませるのか。

委員長

たとえば、総務課に来ていただいても、質問して答えていただける内容がないという話だが。

坂本

そこを関連する福祉課とかそういうのが出てこれられないのかと。もっと融通を利かしてやれないものかと、逆に言えばそうしてあげるべきではないのかと思う。

委員長

今のルールでは少し…。

局長

今回提出されている陳情の方の陳情事項という何を求めるかということ、あくまでも面会交流の法整備を求める意見書を提出してくださいという意向である。それに関連すると、実際にその部分で取り扱いが町の組織の中で、できるかということ大変難しい問題かと。質疑等の中で、いろいろやりとりをしたとしても違った方向にいつてしまうのかという部分があるので、担当課云々という部分については、担当課がないという審議にならざるを得ない。各委員の方々から意見をいただいているような判断になろうかと思う。

議長

私は委員ではないので賛否はできないが、少し懸念しているところがあるので発言させていただく。陳情者の方は、団体ではなく個人の方で、個人の活動をされているかと思う。その方がいらっしゃらない。町も担当課がないということで、要するに付託をした場合、議員間の意見交換から始まり、議員の思うこと、意見がそこでやり取りされた中で採択するのか、不採択するのか、あまりにも現実を知らない中で、採択、不採択を迫られるのではないかと、後で現状と違っていったというようなことが出てきてしまうのではないかと思う。したがって、この問題は机上配付にして、各議員がとらえて調べるなり、情報を仕入れるなりして、改めて次の機会に陳情があったら、そこで審査する。内容によっては各個人の一般質問において確認をしていくとか、そのほうが私はよろしいかと思う。いずれにしても本人いない、担当課がない、裁判所の方もいない中ではたして〇×がつけられるか懸念をもっているので一言申し上げた。

露木

今、議長が意見交換とおっしゃったが、意見交換も大事だし、それぞれの議員が陳情において調査等してくる、そこは議長にもお分かりいただきたい。ただの思いだけでやるのではなく、きちんとそれぞれの議員がどの陳情に対しても調べてやってくるものだと私は思っている。さきほど陳情者の求めているものが法整備だから担当がないという話だが、法整備を求めることに対して我々が同意できるかどうかを審査するわけで、たとえば、その中で、福祉部門で現状どういう相談がきているのか、

そういったことは実際、福祉課の方で把握していると思う。担当がないということはないし、法整備を求めるから担当がないというのは、私は少し違うような気がする。今回に限らず、今後も坂本議員が言ったように、私たちが審査するうえで必要な情報を持っていると思われるところは担当課だと私は思うので、よろしく願う。担当課がないということはほぼ無いのでは無いかと思う。今までに関しても基地の問題でも、騒音を受けているところはどこなんだと、担当課がないということは無いので、その辺の考え方を改めていただければと思う。

委員長

よくわからなかった。担当は子ども関係でなく、法整備の総務付託。

露木

総務付託ではなく、今回担当課がないと言って、先ほど総務が来るとか、福祉部門が来るとか言っていたが、局長が法整備だからとおっしゃったので現場の声を知っているのは福祉課だから、法整備を私たちが求めるかどうか判断するために、福祉課が来るのはありではないかという意味である。担当課が無いというのは無いのではないか。

委員長

両方呼べというのが露木議員の意見かと。この内容だと福祉課になると思うので福祉課を呼んでと、それだと所管が教育になると今のルールの中では矛盾が生じるので整理しにくいかと思う。

二宮

もう少し申し上げるが、机上配付にしたのは担当課が無いとか、本人ではなく、陳情の理由の中の疑問点を聞きたいが本人がいらっしやらないから、これはどういうところで、たとえば、意見書を書く場合に、本人と合致点が合うのかというところを考えると、本人がいらっしやらないというところで机上配付にせざるをえないが、これはご理解いただけたかと思って。

委員長

この陳情に対する担当部局について執行者側から意見を聞くことはできるのか。

政策総務部長

先ほどから意見があった通り、陳情の審査にあたり、現状の把握という意味では子育て・健康課や福祉保健課は、現状のデータ、状況について内容によっては説明はできるのかと。私たちの町では、このことに限らず業務上で扱っていないことも。実際業務に本当に扱っておらず、権限がないのもあるので、そういう場合は、いくら現状について質問をいただいても現状すらお話することができないということがあるかと思う。今回の場合、懸念することは陳情者がいらっしやらないので、質疑応答する場合、あまりそこは執行者が意識してはいけないのかもしれないが、趣旨と違うような回答であったり、話をしてしま

って審査の方向に影響を与えてしまうとなると、少し心配である。委員長から今回のことを含めて、陳情に対しての担当課のあり方というところでお考えをとのことで、質問の内容によって直接の内容でなくても、現状や状況をお話してくださいということであれば、対応するところを検索する。直接、担当課でなくても、かかわるところを考えるのは可能であるかと、全体的話としてである。今回のことだけではなく、そういう考えである。

委員長

委員の1人として、言わせていただく。聞く相手がいないというところでは、これ自体が陳情者の意図するものがどこにあるのかが分からないというのは疑問点であり、課題が大きいかと思う。これは大事な内容で、なぜ共同養育の方でなく、面会交流をいうのかとか、聞いてみたいと思った。このこと自体が大事であれば教育福祉常任委員会で陳情とは別に改めて議員で意見書を作ろうという動きがあるのなら、それはそれであると思う。陳情審査ということで、陳情者の意図を組めるかどうかといった点では、少し難しいのではないかと思った。私の一意見を申し上げた。今のところの議運の皆様から全員のご意見を伺ったところ付託の方が多い。1名が少し△のような感じだが、△を含めて付託といている方が少し多い。私からの提案だが、ルールでいえば総務、内容は教育福祉だが、たとえば即決となっても審議というかたちにはならないので、事前に教育福祉常任委員会と総務建設経済常任委員会の2つの委員会の合同勉強会を事前にやったうえで正式な委員会審査に臨むのはいかがか。

杉崎

勉強会をやった後で、また議運を開くのか。

委員長

今の議運の皆さんの意見によれば、付託という方向での数である。最終的に○×をとるか。とる前にそういうことを含めて言っておこうと思った。

杉崎

勉強会をしてもよいが、こういう前例を作ると、曲げて福祉のことを総務が無理やりやってなるような場面があったら後々困る。⑧の取り決めがあった方がいいと思うが、先例確認事項を変えるか、委員会条例を変えるかである。合同勉強会をやったら総務になるのか。

委員長

所管を決めるのはなかなかどうかと。

杉崎

合同勉強会をやったにしても総務になるが。

委員長

審査は今のルールでは、総務になる。

委員長 順番は各委員長そのように心構えよろしく願う。

松崎 会期は4日からか。②の右の欄だが。

委員長 議事及び会期日程だが、②だが9月6日を4日に訂正お願いする。説明のとおりよろしいか。議題の1は終了する。

確認事項をさせていただく。定例会おけるコロナ対策である。内容について執行者側にも関連してくるので、そのまま着席をお願いする。内容について説明を課長にお願いする。

庶務課長 6月にも同じ対応をしているので、今回は前回と異なる事項のみ説明させていただく。表題の四角は前回と異なる事項である。9月7日の常任委員会だが、先立っての打ち合わせの中、委員会の中で委員会の座席を委員ごとで分けてもらえないかという要望があって、その座席表を後ろに作成しているので資料①と①-2をご覧いただきたい。常任委員会ごとに作成した。今、通路側に総務建設経済常任委員が多く座っているので、そちらに大沼議員が移動し、窓側には教育福祉常任委員を集めるという形をとらせていただきたいと思います。執行者側の座席だが、総務建設経済常任委員会をやっているときは、通路側に町長以下座っていただき、②-2のときを見ると、教育福祉の時は窓側に教育福祉常任委員会所管の職員が座っていただく。座席だが色の紙を前回貼ったが非常に薄くて見にくいとのことで、カラーファイルを座席のところに挟み込む、そうすると今よりは見やすくなるということで委員会別に色でクリアファイルを挟み込む。名札立てにかぶせる状態である。その下の陳情の四角は前回と同じだが、陳情の補足説明だが、いつも当日資料を持参し、そこで説明するが、あらかじめ説明の資料と口述書を提出していただくことにした。9月4日の初日に皆さんに配付する。資料を紙で配付し、口述書はデータでお送りする。議案の補足説明がある場合に、同じ扱いとさせていただく。9月14日、16日の本会議の総括質疑、一般質問だが、前回の一般質問と同じ配席にさせていただく。総括質疑における執行者側の出席は3役、部長級、課長3名のみであり、座席がその時2列目、3列目と空いていたりするので執行者側に要請して部長級を一つおきに座って、2列目、3列目を利用して執行者側の座席を、間隔を空けるような配置をしてもらいたいと思う。具体的な配置については執行者側にお任せしたいと考えている。前回の打ち合わせで、一般質問件数、発言時間についてだが1名につき2件まで、通告人数が4名の場合、発言時間は40分、5名の場合は30分、6名の場合は25分、7名の場合は20分である。次にページをめくると、9月18日、23日から25日の決算審査特別委員会だが、これも委員ごとに審査委員とそうでない委員を分けるために資料④の座席表をご覧いただきたい。通路側に審査委員を寄せておき、窓際に傍聴議員を寄せる。座席に

は何らかの色のファイルを置く。討論・表決の時まで副委員長は今の局長席に座っていただいて委員長を補佐していただくが、討論・表決の時には傍聴議員⑥の最後列の隣に移っていただき討論、採決にも参加していただく。その他だが、中黒に丸をかこった追加事項だが、この間アンケートをとったところ、執行者側から複数間隔があいていない、通気性であるとか、いろいろと不安な点がアンケートの文面で、出てきたので議場の出入口、執行者側のところにも1か所消毒液を設置しようと考えている。もう一つあったのが、一般会計補正予算、一般質問の時には、どうしてもこの座席が密になる。座席間の仕切りでアクリル板とかも現在考えているが机の上だけ仕切っても意味はなく、座席の間を仕切るとなると特注になるので、すぐに対応できるものでもないし、他のことも考えていきたいので、次回以降検討するというので、今回は間隔をあけるという意味で出席者を絞り込むことを検討されては、という趣旨のことである。これは前回の打ち合わせでは出てこなかったが、今回付け加えたということである。

委員長 違う点を説明いただいたが質問はあるか。

杉崎 陳情者は、どこに座るのか。

庶務課長 実は今日も事務局の中で検討したが、執行者が座っている逆側の最前列の端に、そうすればみなさんの顔が傍聴議員含めて全部見えるだろうと。操作があるわけではないが、慣れないので後ろに事務局職員が1人ついて促したりすることを考えている。

杉崎 特別委員会で出席者の絞り込みを要請するというが、絞り込みできるのか。1人ずつ置きに座るぐらいで何にも座れない。やはり隣にいろいろ置きたいし。

政策総務部長 先ほどの説明の中で間隔をあけるとなると、おそらくは部長職までしか出席できなくなる。ただ、具体的な細かい実績数値だったり、そういう部分について課長に出してもらい、細かい説明をする場合も生じてくるかと思う。必ずしも、全て一つずつ席をあけるということは実現できるかというところと厳しいかと思う。こういう状況なので、出席者については絞り込んで必要最低限にしていく。場合によっては隣同士に座るような状況が生じてしまう可能性もあるが、話にあったとおり、できる限り絞り込むというかたちで対応したいと思う。特に補正予算の場合そういうところがある。一般質問等だとある程度、通告を頂戴するので事前に調整とか、役割分担できるので何とかかなるかなと思う。特に補正予算が厳しいと考えている。

一石 何日か前に音楽会でかなり具体的な調査をして、細かい情報が分かった。隣り合っているのは危険という科学的な根拠が、かなり解明されているところなので最新の情報、クラシック音楽に関する演奏の新しい報告があり、昨日町長に渡し、これはかなり参考になるのかと思う。今までとはちょっと違った情報が出ているので参考にされてはどうかと思う。

渡辺 補正予算がどうしても全員出ると大変だと思う。たとえば、所管別に一部と二部分けるとか、そういうのは現実的ではないのか。執務スペースとか、手作りを含めて間仕切りをして、いろいろ対応されていると思うが、ああいうものを持ってきて使うのは現実的ではないのか、どうなのか。補正予算なんかも全体に我々質問するが、教育福祉系のところだけ先やるとか総務建設経済と2段階にするとか、そうすると忘れなくていいということもあるが、あまり実現性はないか。

委員長 今、間仕切りをダンボールでやっている。

渡辺 そうそう、持ち込みで。

委員長 今使っているものをそのままです。

渡辺 結構皆さん、いろいろ工夫して

委員長 間仕切りと所管を分けて内容について政策総務部長どう考えるか。

政策総務部長 間仕切りについてだが、正面の使っているダンボールは、執務スペースでも正面の職員の顔が見えない状態で仕切っているのだから、横の間仕切りとして流用するのなら可能かもしれないが、今使っているものは、ある程度長さが決まっているので、たとえばここへ持って来ると、切らなければいけないので、後あと使えなくなるとこともあるので、そのへんは工夫で、横の仕切りはできるかもしれないが、正面の間仕切りは素材が段ボールということで前が見えなくなってしまうという事情がある。所管ごとにとすると、質問に対して答弁する我々の側としては質問に答える部分で、そこら辺の分け方というのは議会の方で議論いただいた内容でということになるのかなというふうに思う。

委員長 所管分けは可能性がなきにしもかもしれないが、議員側の質問の仕方、そういうふうに行うことができるかということについてどうか。いいんじゃないのかということか。検討するか。

庶務課長 一つは渡辺さんのおっしゃった所管ごとに教育福祉系と、総

務系に分けてということもあるかもしれないが、もう1つ考えられるのが提案理由説明し、事項別明細説明して、そこから質疑に入る。その質疑というのを事前通告にできれば、出席者を絞れるわけである。そのためには、事項別明細説明を受けて、すぐその直後では、みんな質問は、ばらけるに決まっているので、提案理由説明後、もう少し日にち前倒しにするとか工夫がないとだめである。一番良いのは通告制である。

委員長

今回そこまで検討してほしいのか。通告制とさらに説明も前倒しになる必要がある。今回は無理なのか。

露木

ページの前半、後半で単純に分けられないのか。まずはこのページまでを質疑すると言って、担当の人が入ってもらってはだめなのか。そんなに難しい話になるのか。

委員長

今回は無理でよいのか。この提案で今回は対応できるということで、執行部と調整をしていただいた紙だと思う。今、通告制にするとか、部署を分けてということは、今回は基本的には含まれないが、今回ではなくてよろしいか。では、今、課長の説明のあった通りに9月議会は進めさせていただく。執行者側の退席を願う。先日議運で決めた通り一般質問について人数と時間調整をよろしく願う。以上で議題は終了となる。議会運営委員会を終了とする。

終了 14時 37分